



改正障害者差別解消法の施行に伴う 総務省所管事業分野における 対応指針の改正について

令和5年10月4日
総務省情報流通行政局郵政行政部
信書便事業課

障害を理由とする差別の解消の推進に関する制度改正の経過

1. 障害者差別解消法の制定及び改正

- 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が平成25年6月に制定され、平成28年4月1日より施行されている。
- 令和3年6月、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や事例の収集・提供の確保など障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする改正法が公布された(令和3年法律第56号)。改正法は、令和6年4月1日に施行予定。

2. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定

- 障害者差別解消法第6条の規定に基づき、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を定めることとされている。
- 障害者差別解消法の改正に伴い、本年3月14日に基本方針の改定も行われた。現在、基本方針には、次に掲げる事項について定められている(詳細は次ページ)。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
 - 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- **障害者** 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- **事業者** 商業その他の事業を行う者全般
- **対象分野** 障害者の日常・社会生活全般が対象※
※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由※なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止
※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合
- **社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。**
- **不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例**

3 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの
(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- **建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）**
- **合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例**
- **環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）**

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※地方公共団体等は努力義務）

2 対応要領

- （記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 主務大臣は**事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ**、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。

2 対応指針

- （記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

- **2 啓発活動** 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のあるこども等への留意。

- **3 情報の収集、整理、提供** 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供

- **4 地域協議会** 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等

1. 対応指針の位置づけ

- 障害者差別解消法第11条の規定に基づき、主務大臣は、基本方針に即して、事業者における障害を理由とする差別の禁止に関する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとされている。
- 対応指針は事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

2. 対応指針の構成

対応指針の構成は以下のとおり。なお、具体例の記載に際しては、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意している。

第1 趣旨

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

第3 事業者における相談体制の整備

第4 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備

第5 総務省所管事業分野における相談窓口

別紙 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例

3. 対応指針の改正のポイント

第1 趣旨

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- ・社会的障壁を解消するための手段(車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等)の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当すること
- ・社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と事業者が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要であること
- ・合理的配慮を行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(バリアフリー化、人的支援、情報アクセシビリティの向上等)を事業者の努力義務としていること

第3 事業者における相談体制の整備

- ・相談対応を行う担当者をあらかじめ定めておく等の組織的な対応ができるような措置を講ずること

第4 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備

- ・内部規則やマニュアル等の点検、個別の相談事案への対応を契機とした必要な制度の改正等を検討すること

第5 総務省所管事業分野における相談窓口

別紙 障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮等の例

- ・不当な差別的取扱いの例、合理的配慮の提供義務に反する例、等事例の充実

4. 今後の予定

9月6日に改正案を公表し、10月6日まで意見を公募。提出された意見も踏まえ、対応指針を改正。

(参考) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (抜粋)

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
- 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3～6 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。